



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4350 号 2018.4.30 発行

精神疾患のある子監禁 事件の背景・対策、専門家に聞く 朝日新聞 2018年4月30日



精神疾患ってどんな病気？

全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）の小幡恭弘事務局長

精神疾患などがある子を監禁したとして、高齢の親が逮捕される事件が相次いでいます。背景や対策はなにか。大阪の監禁事件をきっかけにした統合失調症の記事（3月12日付朝刊）への反響と、専門家への取材から考えます。

相次ぐ事件

統合失調症と診断された長女（33）を監禁して衰弱死させたとして、大阪地検は1月、大阪府寝屋川市に住む両親を監禁と保護責任者遺棄致死の罪で起訴した。発見時の長女の体重は19キロだった。事件を受け、フォーラム面（3月12日朝刊掲載）で、統合失調症の当事者や家族が事件をどう受け止めているかや、病気の基本的なポイントを掲載し、多くの反響が寄せられた。4月には、兵庫県三田市で、障害のある40代の長男を木製の檻（おり）に監禁したとして、父親が逮捕、監禁罪で起訴された。

社会の理解 願う声切実

前回の記事を受け、精神疾患の当事者や家族が多くの体験を寄せてくれました。

- 「国立大を卒業し、『世の中のためにがんばろう』と大手企業に就職しました。しかし、仕事についていけず、職場で非難されているように感じて出社が困難に。『役に立たない人間は、死んでおわびしろ』という幻聴が聞こえて退職。統合失調症と診断されて2年入院しました。病状が安定した後、アルバイトをしようとしても、病気を理由に断られ続けました。今は、通院を続けながら、チラシのポスティングの仕事と障害年金で暮らしています。長い時間がかかるかもしれませんが、この病気が社会に認められることを信じて、これからの人生を歩んでいきたいです」（広島県 大森優さん 41歳）
- 「発達障害の息子（23）は、同級生から激しいいじめに遭い、先生にも責められ、小学5年で不登校になりました。自分の髪を引き抜くなどの自傷行為がでて、周りの人全員が敵だと思ったのか、腰に包丁をぶら下げ、家族に暴力を振るいました。13歳だった時に入院させましたが、身体拘束をされた経験などで、その後に受診を長く拒否しました。19歳で統合失調症とも診断され、今は薬も飲み、暴力もなくなりました。ただ、友達はおらず、家族との会話もほぼなく、一日中自室でインターネットなどをして過ごしています。とてもまじめな子です。『自分で稼ぎたい』と、インターネットの求人サイトを見て電話をかけ、20社以上のアルバイトの面接を受けましたが全て落ちました。障害者枠で雇用されたこともあります。『気が利かない』と厳しく叱られて退職。私が店長に呼び出され、『こちらの仕事でやっているんだから、ちゃんとやってもらわないと』と説教をされます。外見からは障害がわからないので『なんで言ったことがわからないんだ』と思われてしまうのです。息子のことで私もうつ病になり、入院しました。小学校でいじめにあった時、私が学校にもっと抗議していれば、何かが違っていただろうのではないかと。ずっとずっと後悔し、息子に一生をかけて償わなければいけないと思っています。一番苦しいのは、『どうして、

俺だけこんななんだろう』と、小学生の頃から切ない思いをし続けてきた本人。『社会とつながりたい』という悩みをわかればわかるほど、なんとかしてあげたいのですが、親だけではどうしようもありません。本当の意味で障害を理解して雇用してくれる職場が欲しい。『自分のことを悪く思わない人が世の中にいるんだ』ということ、彼が信じられるようになって欲しいのです」(東京都 57歳 女性)

●「うつ状態と躁(そう)状態を繰り返す双極性障害で30年通院していますが、家族以外には知られないように気をつけています。好奇の目にさらされるのは耐えられません。統合失調症に限らず、世間の人に、精神疾患の正しい知識を持って欲しいです」(札幌市 50歳 女性)

●「妻は10代で統合失調症を発症し、入退院を繰り返しました。結婚後に症状が悪化し、自殺未遂をしたり、電車に乗れなくなったりしました。ここ1年間は、自宅からほぼ一歩も外にでられていません。買い物はヘルパーにお願いし、食事はだいたい僕が作ります。彼女が不安にならないように僕は一日の行動のすべてを連絡し、泊まりがけの仕事もできなくなりました。『そんなに大変なら離婚したら』という人もいますが、妻は、明るくて積極的で純粋でまじめで優しい。彼女と生活する心地よさは、僕にとって、なにものにも代えがたい。ただ、妻のように自宅から出られない人は多い。精神科の訪問診療はとても少なく、どの地域でも受けられるようにと願います」(大阪府 53歳 自営業男性)

●「母は、私が子どもの頃から奇妙な行動をする人でした。当時は母が精神疾患だと知らず、子ども時代の自分はただ悲しかった。50代になって母の行動はエスカレートし、夜中に窓を開けて隣家の悪口を叫んだり、意味不明の手紙を近所に配ったりするので、毎日が針のむしろに座っているようでした。別々に暮らしていたので、実家の近隣が警察に通報し、そのたびに横浜の自宅から千葉の実家まで片道2時間の往復を何度もした。正直、働きながら精神疾患の親の面倒をみるのはつらかった。救いは病気の知識や支援制度を学んだことでした。統合失調症の人が容疑者の事件が報道されるたび、多くの人はこの病気が何か怖いもののように感じているかもしれません。しかし、統合失調症は特別な病気ではありません。世間の理解が深まることを、患者の家族として願ってやみません」(横浜市の会社員 五十嵐智生さん 48歳)

家族が丸抱え 支援の充実を

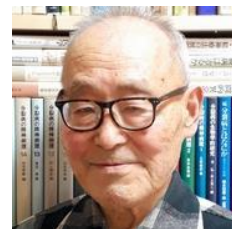
精神疾患のある人の家族で作る全国団体「全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)」は4月13日、相次ぐ監禁事件を受け、「事件はひとつとではない」という見解を発表しました。小幡恭弘事務局長にその思いを聞きました。

みんなねっとは昨年10～11月、精神障害者の家族計約3100人(当事者の病気は8割が統合失調症で、その他は双極性障害、うつ病など)に暮らしぶりなどをアンケートしました。その結果、2割の当事者が、福祉サービスを利用せず、日中は「特に何もしていない」と答えました。

背景には、支援の不十分さがあります。外出できない人のための精神科の訪問診療や、同じ病気の人同士が体験を語り合い、回復を目指すピアサポートが必要ですが、ない地域の方が多い。就労支援をするハローワークも、担当職員の専門性に格差があります。きめ細かな支援がない結果、家族だけで当事者を支えているのです。病状の悪化時には、3～4割の家族が当事者から暴言や暴力を受けていました。外出が難しいのに訪問支援もなく、接するのは家族だけ。そんな毎日で当事者のやり場のない思いが、家族への暴力として出るケースが多くみられます。

一方、6割弱の家族が、当事者の病状悪化時に自分の「精神状態・体調に不調が生じた」とし、4割が「仕事を休んで対応しなければならなかったことがあった」と回答。『家族だけで全てを背負わなければいけない』状態が続き、家族から当事者への暴力がでる場合もあります。

まず、住んでいる市区町村に相談してください。一般的にはより専門性が高いとされる



保健所や精神保健福祉センターに相談する手もあります。同じ立場の人に出会える家族会

も相談電話を受けています。事件を防ぐには、行政の福祉施策や医療の充実、偏見の解消といった地道な取り組みが必要です。二重の不幸いまなお続く

日本の精神科医療史に詳しい精神科医の岡田靖雄さん(87)は、相次ぐ事件を聞き、「障害のある子どもを親が監禁するケースが、まだ残っていたか」と感じたそうです。その理由を聞きました。

精神疾患の人を親が自宅に監禁する「私宅監置」は、1900年施行の精神病者監

精神疾患って、どんな病気?



- **誰でもなる可能性があります**
5人に1人が生涯で発症するとされています。うつ病や統合失調症、不安障害などで、計392万人の患者がいます
- **脳の病気です。病気になったのは、本人や家族の責任ではありません**
適切な治療を受け、病気が完治しなくても、充実した毎日を送る人が大勢います
- **思春期に発症する人も多くいます**
精神疾患への偏見があると、自分や家族がなった時に、病気を受け入れられずに苦しみます。自分や家族のためにも、偏見をなくしましょう
- **自分や家族だけで悩みを抱え込まないようにしましょう**
家族会などで同じ立場の人とつながり、自治体にも相談しましょう

全国精神保健福祉会連合会の小幡恭弘事務局長への取材から

家族は精神疾患の当事者にどう接したらいい?

- **今の当事者を「ありのままの良い」と認める**
家族は「早く治したい」と、愛情から助言や忠告、指示をしがち。でも、本人は生きているだけで精いっぱいのこと。当事者のベースにあわせる
- **当事者の気持ちに寄り添う**
妄想や幻聴がある場合、家族は「現実ではない」と否定しがち。当事者は、真実のことと感じているので、「わかってくれない」と孤立し、時には暴力の発端になることも。当事者の恐怖に共感し、話を聞くことが大切



「マンガでわかる!統合失調症 家族の対応編」(中村ユキ著 日本評論社)の監修の高森信子さんへの取材から

相談先

保健所など地域の相談先 http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/consult_2.html

全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと) みんなねっと相談室
精神疾患・障害のある人の家族の全国団体 03 - 6907 - 9212

水曜日午前10時～午後3時。正午～午後1時を除く。相談員も精神疾患・障害のある人の家族

護法に基づいて、かつては合法でした。当時は、精神科病院がとても少なかったことが背景にあります。

私宅監置の実態は悲惨でした。東京帝国大の呉秀三（くれしゅうぞう）教授らは、計15府県の計約370の私宅監置室を調査し、1918年に報告書をまとめました。立つのもやっとの狭い空間に閉じ込められ、医療も受けられず、不衛生な状態で監禁されている人が多かった。呉教授らは私宅監置の廃止と精神病院の建設を訴えました。

私宅監置は50年成立の精神衛生法（現在の精神保健福祉法）によって廃止になり、戦後は私立の精神科病院が急増しました。人里離れた場所に建てられることも多かった。今や、日本の人口千人あたりの精神病床数は2・7で、OECD加盟国平均の約4倍にのびります。

精神疾患の患者は国の政策によって、戦前は主に自宅に、戦後は主に病院に「隔離」されてきました。誰もが精神疾患になる可能性があります。一般の社会から「隔離」され続けて交流が乏しかった結果、精神疾患への悪いイメージだけが膨らんだ。この結果、精神疾患になることを「恥」だと思える人さえ、いまだにいるのです。

そのためか、今回の事件のようなことが、今でも起こる。入院を極力減らし、地域で暮らせる支援態勢を充実させる必要があります。

私宅監置を調査した呉教授は報告書の中で、日本の精神疾患の患者は「病を受けたるの不幸のほか、この国に生まれたるの不幸を重ねるものと言うべし」と指摘しました。100年を経た今も、精神疾患がある人の「二重の不幸」は続いています。

障害のある子どもを長期間監禁したとして、親が逮捕される事件が相次ぎました。事件化するケースは少数ですが、その背後には、孤立した毎日を送る、当事者と家族がたくさんいました。病気への偏見や、医療・福祉の不十分さが、こういった現状を生んでいると思います。誰でもなる可能性があります。患者数もとても多い。その事実と比べて、あまりにもその実態が一般の人に知られていないと感じました。取材を続けていきます。（長富由希子）

ご意見をお寄せ下さい。asahi_forum@asahi.comか、ファクス03・3545・0201、〒104・8011（所在地不要）朝日新聞社 編集局長室「フォーラム面」へ。

【主張】患者負担3割超え 保険の意義を守れるのか 産経新聞 2018年4月30日

新たな社会保障費抑制策に向けた検討が、財務、厚生労働両省を中心に本格化してきた。

75歳以上の患者負担を現行の原則1割から2割に引き上げる案が、主要論点の一つとして挙がっている。

団塊世代が75歳以上になると、医療費などの激増が予想される。支払い能力に応じた負担をもう一段進めざるを得ない。有力な選択肢となろう。

健康保険組合は高齢者医療への拠出金が年々重くなり、2割強が解散してもおかしくない状況に追い込まれている。これに対し、多額の資産を保有する高齢者は少なくない。高齢世帯の暮らしへの目配りをしなければならぬが、世代間のバランスも重要だ。

一方で、看過できない改革メニューも浮上している。例えば、経済成長や人口減少の進み具合に応じて、患者負担の割合を自動的に増やすという案だ。

現行は「原則3割」だが、勤労世代が減っていくことを考えれば、将来的にはこれを大きく上回る事態となる。

患者負担を3割に引き上げた際、健康保険法の付則に「将来にわたり3割負担を維持する」ことが規定された。これを根底から覆すのだろうか。患者負担があまり大きくなったのでは、保険の本来の意味をなさなくなる。

それ以前の問題として、医療保険制度とは、健康な人を含めた加入者全員で患者を支える仕組みである。体調を崩した人に大きな負担を強いるのは筋が通らない。保険料などにより社会全体で負担を分かち合うべきだ。

自己負担は高額療養費制度で上限が定められているが、上限に達しないケースのほうが多い。患者の負担増が過度の受診抑制を招き、かえって病状を悪化させることになれば本末転倒である。

診療報酬を地域別に設定する案も現実的といえるのか。隣県の住民が「安い医療」を求めて押し寄せることになれば、地域医療そのものが破綻しかねない。

こうした「苦肉の策」を続ければ、制度はやがて機能しなくなるだろう。社会保障は度重なる改革で、新たな抑制策も手詰まりの状況となりつつある。だが、給付範囲の見直しなど目を向ける部分はまだ残っている。

新規財源確保も含め、政府は優先順位を間違ってはならない。

社説 セクハラと日本社会 これが21世紀の先進国か 毎日新聞 2018年4月30日

セクハラの実態を正確につかむことは不可能に近い。被害がなかなか報告されないのだ。なぜか。

財務事務次官を辞任した福田淳一氏のセクハラ問題は、その答えをわかりすぎるほどわからせてくれた。

調査もせず口頭注意で済ませる。それが発覚直後の財務省の態度だった。報道した週刊新潮が問題発言の録音を公開し、「調査」を始めたが、被害者に「名乗り出よ」と言わんばかりの乱暴な手法だった。

福田氏は「全体として見るとセクハラではない」と説明にならない説明を繰り返し、法廷で争うという。

だが最も深刻なのは、次官を監督する立場にある閣僚が、セクハラの本質やその重大性をおよそ理解しているとは言い難い点である。

被害者批判の理不尽

「(加害者扱いを受けている)福田の人権は、なしってわけですか」「(福田氏が女性に)はめられて訴えられたとの意見も世の中にはある」。安倍政権ナンバー2の副総理でもある麻生太郎財務相は、福田氏をかばう一方で、被害女性があたかも福田氏をワナにかけたかのような発言をためらいもなく重ねた。

財務省はようやく福田氏のセクハラを認め、処分を発表したが、その場に麻生氏の姿はなかった。セクハラと正面から向き合うという姿勢がみじんも感じられない。

21世紀の先進国政府で起きているとは信じ難い恥ずべき事態である。「女性の活躍」を看板政策に掲げる安倍晋三首相はなぜ怒らないのか。

さらに驚くのは、女性側の仕事に制限を求めるような主張が少なくないことだ。日本の経済界を代表する経団連の榊原定征会長は、福田氏の行為を「極めて不見識」と批判する一方、記者が異性と1対1で会うことは「さまざまな誤解を生みかねない」と記者会見で述べた。

取材を受ける側の大半が男性である現状と合わせて考えれば、女性記者は誤解を招かぬよう夜間の1対1の取材は控えよ、という意味になる。また、異性間のセクハラのみを前提にするのも時代遅れだ。

影響力のある人たちによる見当違いの発言は、被害者たたきをして構わないという間違ったサインとなる。インターネット上で中傷が勢いづく。セクハラに甘い環境はそのまま、被害はいつまでも減らない。

今回のセクハラ問題は被害者が記者だったことから、報道する側の倫理を問う意見も少なくなかった。

まず、セクハラにせよパワハラにせよ、被害者の職業は無関係だということを指摘しておく。政治家でも警察官でも被害者は守られるべきだ。その上で述べたい。

セクハラの立証は非常に厳しい。音声や画像など客観的証拠が乏しければ、逆に加害者から名誉毀損(きそん)で訴えられかねない。今回の録音は被害を訴える際不可欠な証拠

である。

社会全体が損をする

セクハラ被害の報告を受けたテレビ朝日は自ら財務省に抗議し、そのことを報じるべきだった。それができなかつたがために、記者はやむなく情報を週刊誌に提供した模様だ。もし彼女が途中であきらめていたら、今も福田氏はセクハラ発言を続けていたことだろう。

今回の事例は氷山の一角だ。声を上げられないまま精神を病んだり、命を絶ったりする被害者もいる。発信の手段を持つ記者でさえ、セクハラと闘おうとすればひどい目に遭う。今回の事例が多く女性の無力感を与え、口をつぐむ被害者が増えはしないか心配だ。

あらゆるハラスメントは悪い。ただ、男性被害者も多いパワハラに対し、セクハラ被害者は女性に集中している。有効な防止策が打たれず被害が闇に葬られ続ける背景には、改善を主導できる地位にあまりにも女性が少ない現実がある。

働く女性が性的対象としてしか見られない、尊厳が傷つけられてもあまり問題にされない社会で損をするのは女性ばかりではない。社会全体が活力を失い、国際社会からも尊敬されない国になる。

英国では先週、女性の参政権100周年を記念し、運動家ミリセント・フォーセットの銅像が国会議事堂前の広場に建立された。「勇気は至る所で勇気を呼ぶ」。自身の演説の一節を記した旗を手をしている。

基本的な権利を守ろうと立ち上がった一人の勇気がつぶされ、至る所で勇気の芽が摘まれる。そんな国は、現代の国際社会で名誉ある地位を占めることなどできない。

社説 「平成」の終わりへの課題

日本経済新聞 2018年4月30日

天皇陛下の退位まで、あと1年となった。「平成」も、その終わりが刻々と近づいている。改めて過去を振り返り、また、新しい時代をも展望しつつ、象徴としての天皇のあり方に思いをいたす日々をしたい。

社会の高齢化が進むなかで、象徴としての務めはどうあるべきなのか。一昨年に発表された「おことば」は陛下の思いを強くにじませるものだった。

国民の大きな共感を背景に、国会では与野党が一致し、一代限りの退位を認める特例法を制定している。

今月初めには、政府の準備委員会が代替わりにもなう種々の儀式の基本方針を固めた。

皇位継承の証しを引き継ぐ「剣璽等承継の儀」や新天皇が三権の長と会う「即位後朝見の儀」など5つの儀式を国事行為とするという。憲法の規定との兼ね合いを考え、前回は踏襲したものでおおむね妥当といえよう。

「饗宴の儀」は平成への代替わりの際、4日間で計7回あり、国内外の3000人を招いている。今回は縮小する方針という。時代に合った形式を引き続き模索してもらいたい。

国民生活にもっとも影響が大きい新しい元号の公表は来年の2月以降になりそうだといわれる。

早い時期に行うと国民の関心が新天皇に向かい、結果として、現在の天皇陛下を軽んじることになりかねないとの懸念が政府内にあるようだ。

コンピューターのシステムや官公庁の文書等、影響は社会の広範囲に及ぶ。慎重に時期を選び、混乱のないよう周知すべきだろう。

特例法の制定の際にも議論となった皇族数の減少や皇位の安定的な継承への対策も、本格的に検討を進めねばならない時期に来ていよう。

皇族方は福祉や医療といった団体で名誉職などにつかれている。何らかの策を講じなければ国民と皇室の間に距離を生む懸念もある。早急に取り組むべき課題だ。

1945年暮れ。憲法学者らでつくる研究会のまとめた憲法改正草案が新聞各紙に載った。

この中に「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」という一文がある。

連合軍総司令部（GHQ）の憲法草案や政府原案にはない言葉だ。研究会メンバーだった森戸辰男衆院議員らの提案で、今の憲法25条に反映された。

当時の国会審議で、こんな発言がある。「国民をしてこれに希望をつながせ、納得させることになる。そうしないと国民は、日常の生活に対して実益のない憲法として無関心になったり……、人心は憲法を忘れ……憲法の危機を招くという結果に相成るではないか」。修正案は、憲法への信頼を高め、国民の希望になると考えられた。

あの時代の熱気、掲げた理念を、思い起こしたい。

■揺れる「最低生活」

「健康で文化的な最低限度の生活」を国民の権利とした憲法25条。その理念に基づき生まれたのが今の生活保護法だ。「最低限度の生活」に必要な費用を具体的に定めた保護基準は、社会保険料の減免、就学援助、最低賃金などの参考にもされる。

その保護基準が、今、大きく揺れている。

自民党が政権に復帰した直後の2013年、制度始まって以来最大の引き下げが行われたのに続き、この10月からさらに引き下げるといふ。

保護基準のありようには、時代の空気が色濃く映る。

戦後まもなくは、生きていくのに最低限必要な、ぎりぎりの基準だった。経済成長で一般国民の生活水準が上がると、格差の拡大が問題になった。「保護基準は低すぎる」として争われた「朝日訴訟」もあり、60年代半ばからは基準の引き上げに主眼が置かれる。「一般勤労者世帯の消費水準の少なくとも60%程度」が目標とされた。

80年代に入り、保護基準は「ほぼ妥当な水準」になったとされ、以降、民間消費支出の伸びを参考にこの水準を維持する方式がとられてきた。

それが小泉内閣の「聖域なき構造改革」のもと、見直しを迫られた。04年、厚生労働省の専門委員会が低所得世帯と比較して5年ごとに水準を検証することを提案。骨太の方針06にも「低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し」が明記された。

今年10月の引き下げで、高齢者世帯などの基準は一般世帯の6割を下回ることが見込まれる。引き下げはどこまで許容されるのか。議論はないままだ。

■引き下げ民主主義

もう一つの問題が、生活保護制度の外に広がる貧困だ。

扶養は家族の義務との考えが強調される日本では、生活保護の受給のハードルは高い。保護基準以下の世帯のうち実際に制度を利用している割合は、2割に満たないとの研究もある。

さらに、非正規の増加など雇用環境の悪化で、ワーキングプア（働く貧困層）が広がり、働けば自立できるという前提も崩れてきた。

こうした貧困の広がりが、生活保護に厳しい空気を生んでいる。

社会の断層を修復するはずの政治も、むしろ対立を利用しているように見える。

芸能人の母親の生活保護受給に対するバッシングが高まり、生活保護を揶揄（やゆ）する「ナマポ」が流行語大賞の候補になった12年、自民党は「生活保護の給付水準10%引き下げ」を衆院選の公約に掲げ、政権復帰した。

政治学者の丸山真男は『『文明論之概略』を読む』の中で、人をねたみ、引きずり降ろすことで満足を得ようとする振る舞いを「引き下げデモクラシー」と呼び、戒めている。足の引っ張り合いを続ければ、最低保障の底は割れかねない。

そんな政治に歯止めをかけるのも、25条の役割ではないか。

■生活に生かす営みを

現代にふさわしい「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か。どの程度の水準の生活を、同じ社会に生きる人に保障すべきなのか。

25条の理念を改めて社会全体で共有するための、新たな議論が必要だ。

9年前、民主党政権が誕生した時に、その機運が盛り上がりかけたことがある。厚生労働相のもとに「ナショナルミニマム研究会」が設けられた。

健康で文化的な最低限度の生活を守るには生活保護制度だけでなく、子ども手当や住宅手当など、重層的な取り組みが必要だ。そんな議論がされた。

もちろん実現は容易ではない。国民的合意を得るには時間もかかる。しかし政治にとって、避けられぬ課題のはずだ。

25条の理念をどう暮らしに反映していくか。それを問い続けることは、私たちがどんな社会を目指すかを考えることにほかならない。

「憲法70年」のシリーズは今回で終わります。

社説：同性パートナー 権利は守られるのか 信濃毎日新聞 2018年4月30日

同性カップルを巡る法律の不備を浮き彫りにする訴訟である。

急逝した同性パートナーの遺産相続について、大阪府の69歳の男性がパートナーの妹を大阪地裁に提訴した。40年以上にわたって一緒に生活して共に築いてきた財産を、妹に相続されたとしている。

男性は妹に財産の引き渡しや慰謝料の支払いを求めている。

同性カップルは、一緒に生活した期間がどんなに長くても、婚姻関係と同様の権利が法的に認められない。全国の自治体に広がっている同性カップルなどを公認する制度でも同様である。

同性や両性を愛するのは趣味趣向ではない。生まれ持った性質であり、変わることはないとされている。それなのに望んだ人と結婚することはかなわず、遺産も相続できない。法の下での平等が保たれているといえるのか。

提訴した男性は、遺体との対面も許されず、火葬にも立ち会えなかった。妹の代理人弁護士には「あなたには何の権利もない」と通告されたという。

長年にわたる2人の関係や財産の形成過程を、司法がどう判断するのか。争点は多い。両者の主張にいてねいに耳を傾けて、判断するべきだ。

訴状によると、男性は学生時代にパートナーと知り合い、1971年ころから同居を始めた。男性が自営業で得た収入で生計を立て、2人の同居は妹も認識していたという。

パートナーは2016年3月に急逝した。すると妹はパートナーが名義上の代表だった事業の廃業を一方的に通告。2人で老後の生活の基盤にしようとしていたパートナー名義の財産は、妹が相続したという。

男性は「同性カップルという理由で法的に守られないのは納得がいかない」と主張している。

権利が保障されないのは男女の事実婚などでも同様である。相続上の権利は、最高裁が判決で否定している。

同性を強制されるなどの理由で婚姻の届けをあえて出さず、事実婚を続ける人たちは少なくない。

企業では、同性婚や事実婚のパートナーを配偶者として処遇し、手当や祝い金などを支給するケースが増えている。生命保険会社なども、保険の受取人として認めつつある。

社会は既に実情に合わせて進んでいる。法律は人が持つ当たり前の権利をどう保障するのか、改めて考えていく必要がある。

